

日本マーチングバンド協会関東支部 規約

第1章 総 則

(名 称)

- 第1条 この支部は、日本マーチングバンド協会関東支部という。なお、英語の表記は JAPAN MARCHINGBAND ASSOCIATION KANTO と称し、その略称を JIMBAKANTO と称する。
- 2 この支部は、一般社団法人日本マーチングバンド協会に属する。

(主たる事務所の所在地)

- 第2条 この支部は、事務所を東京都台東区東上野1丁目22番12号 荒井ビルに置く。

(構 成)

- 第3条 この支部は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県で構成し、それぞれに都県協会または連盟を置く。(以下、都県組織と称する) 但し、単独での運営ができない都県組織に関しては一時関東支部直轄とすることが出来る。

第2章 目的及び事業

(目的及び事業)

- 第4条 この支部は、マーチングバンドの普及・振興に関する事業を行い、もってスポーツ芸術・文化の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。
- (1) マーチングバンドに関するコンテスト及び講習会等の開催
 - (2) マーチングバンドに関する指導者の育成
 - (3) マーチングバンドに関する普及活動・創作活動の推進
 - (4) マーチングバンドに関する資格認定事業の実施
 - (5) マーチングバンドに関する機関誌・研究資料及び楽譜等の刊行
 - (6) マーチングバンドに関する国際交流事業
 - (7) その他この支部の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 正会員及び代議員

(会員の種類)

- 第5条 この支部の正会員(個人会員・団体会員)は、一般社団法人日本マーチングバンド協会(以下、本部と称する)の定款に基づき入会したものとする。
- 2 支部の正会員は、本部の正会員であると同時に、所在する地の都県組織の正会員とする。なお、本部、支部、都県組織のうち、いずれか一つだけの会員となることはできない。
 - 3 正会員の中から本部の定款に沿った人数の代議員を選出する。選出の方法は別に定める細則によって決定する。

(入 会)

- 第6条 入会するものは、次の手続きによる。
- (1) 個人会員になろうとするものは、入会申込書を本部に提出しなければならない。

- (2) 団体会員になろうとするものは、団体会員登録手続書を都県組織に提出ののち、支部を
經由して本部に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、入会金及び会費を下記のとおり納めなければならない。

- (1) 個人会員は、本部会員組織規定の定める入会金及び会費を本部に納めなければならない。
(2) 団体会員は、細則で定める会費を都県組織を通じて支部に納めなければならない。

(退 会)

第8条 正会員が退会しようとするときは、次の手続きを必要とする。

- (1) 個人会員は、理由を付して退会届を本部に提出しなければならない。
(2) 団体会員は、理由を付して団体会員登録手続書を都県組織に提出し、支部を經由して本部に提出しなければならない。

(除 名)

第9条 正会員が本部会員組織規程第2章第9条(除名)の(1)、(2)のいずれかに該当する時は、
遅滞なく本部に報告する。

(資格の喪失)

第10条 正会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
(2) 死亡もしくは失踪宣告を受けたとき、または会員である団体が解散したとき。
(3) 除名されたとき。

第4章 総 会

(総会の構成)

第11条 総会は、都県組織より選出された代表者をもって構成する。

- 2 都県からの総会出席者数は細則に定める。

(総会の招集)

第12条 定例総会は、毎年1回理事長が招集し、会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集する。
3 前項のほか、会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
4 総会の招集は、少なくとも14日以前に、その会議に付記すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の定足数等)

第13条 総会は、代表者総数の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意見を表示した者及び他の代表者を代理人として表決を委任した者は、出席したものとみなす。

- 2 総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、代表者である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第14条 会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

(総会の議決事項)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他、この支部の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(会員への通知)

第16条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

第5章 役員及び職員

(役員)

第17条 この支部には、次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上16名以内（うち理事長1名及び副理事長2名以内）
- (2) 監事2名以内

(役員を選任等)

第18条 理事及び監事は理事会で承認し、総会において代表者総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

- 2 役員を選出方法は別に定める細則によって決定する。
- 3 理事のうち、同一の親族、特定の企業の関係者その他の関係のある者が占める割合は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。
- 4 監事には、この支部の理事（その親族、その他特殊の関係のある者を含む）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

(理事の職務)

第19条 理事長は、この支部を代表し、会務を統括する。

- 2 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順位により副理事長がその職務を代理し、またはその職務を行う。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき必要な業務に従事し、総会の議決した事項を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織して、この規約に定めるもののほか、この支部の総会の権限に属せられた事項以外の事項を議決し、執行する。
- 5 役員には費用を弁償することができる。

(監事の職務)

第20条 監事は、この支部の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、総会

に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは理事会または総会の召集を請求すること。

(役員任期)

第21条 この支部の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その辞任又は任期満了後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第22条 この支部の役員が次の各号の1つに該当するときは、理事現在数の3分の2以上の議決により、理事会がこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(名誉役員任期)

第23条 この支部の会長、副会長、顧問及び相談役をおくことができる。その任期は、2年とし再任を妨げない。

(職員)

第24条 この支部の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、有給とすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第25条 この支部に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この支部の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長・副理事長・監事の選定及び解職

(理事会の招集等)

第27条 理事会は、毎年2回以上理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めるとき、または理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、理事長または理事長が指名した者とする。
- 3 理事会は、その目的および事業を達成するために、別途細則で定める部及び委員会をおくことができる。

(理事会の定足数等)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができ

ない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意見を表示した者は、出席したものとみなす。

- 2 理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

第7章 資産及び会計

(会計年度)

第29条 この支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第30条 この支部の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が編成し、総会において代表者総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

- 2 事業計画及び収支予算を変更しようとする場合は理事会の承認を得たのち、直近に開催される総会において報告し、承認を受けなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第31条 この支部の事業報告及び収支決算は、理事長が作成し、収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書、及び財産目録とともに、監事の意見を付け、総会において代表者総数の3分の2以上の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配)

第32条 この支部は、剰余金の分配を行うことができない。

(新たな義務の負担等)

第33条 収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、総会において代表者総数の3分の2以上の議決を経なければならない。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第34条 この規約の変更は、総会において代表者総数の3分の2以上の議決を経なければならない。

- 2 規約の内容を変更しない字句の加筆、削除は理事会の承認を得て行うものとする。

(解 散)

第35条 この支部の解散は、総会において代表者総数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第36条 この支部の解散に伴う残余財産の処分については、総会において代表者総数の3分の2以上の議決を経て、この支部と類似目的を有する団体に寄附するものとする。

(委 任)

第37条 この規約に定めるもののほか、この支部の運営に関する必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

この規約は、2025年4月1日に遡って適用する。

平成25年5月12日改訂

2016年5月15日改訂

2020年7月11日改訂

2025年5月18日改訂